

## 条 例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第六項を削る。

(埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四項市町村の欄中「(さいたま市を除く。)」を削る。

### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。